

○砺波市広告掲載要綱

平成24年1月23日告示第3号

改正 平成24年4月1日告示第94号

改正 令和3年3月31日告示第111号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の有形又は無形の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告の掲載は、民間企業等との連携により、市の新たな財源を確保し、並びに市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第3条 広告媒体は、次の各号に掲げる市の資産のうち、広告の掲載が可能なものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の施設
- (4) その他市長が広告媒体として適当と認めるもの

(掲載しない広告)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (6) 他者をひぼうし、中傷し又は排斥するもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念若しくは危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) その他市長が広告として適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載期間等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 掲載広告は、市の広報紙及びホームページ等により公募する。

(掲載の申込み)

第7条 掲載を希望する者は、申込書及び当該広告の内容、デザインが分かる書類を市長に提出して広告の掲載を申し込まなければならない。

2 市税等を滞納している者は、広告の掲載を申し込むことができない。

(掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

2 前条の申込みの件数が募集件数を超えた場合は、掲載の決定を受けるべき者の順位は、次の各号に掲げる順とし、各号における順位は、前条の申込みを市長が受付けた順とする。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 私企業のうち、公共性が高いもの

(3) 私企業のうち、市内に事業所を有するもの

(4) 前3号に該当しないもの

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付しなければならない。

2 広告掲載料の額は、広告の規格、効果等を勘案して広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料の還付)

第10条 広告主が納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により市が広告を掲載できなかった場合は、市は当該広告主に広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の提出)

第11条 広告主は、掲載しようとする広告の原稿を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、掲載された広告の内容について一切の責任を負うものとする。

(広告の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザインが法令若しくはこの要綱に抵触している、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の決定の取り消し)

第14条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しないとき。
- (3) 前条の規定による広告の内容の変更の請求に応じないとき。

(審査機関)

第15条 広告の掲載の可否について審査するため、砺波市広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員で組織する。
- 3 審査委員会の委員長は企画総務部長を、委員は広報情報課長、総務課長、財政課長、商工観光課長をもって充てる。
- 4 審査委員会の庶務は、広報情報課において処理する。

(会議)

第16条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告の掲載の可否について疑義が生じた場合に、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第94号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 3 1 日告示第 1 1 1 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。